

住民税の申告について

住民税の申告が必要な人はどんな人ですか？

住民税を課税していない方、年末調整や確定申告を行っていない方が対象です。

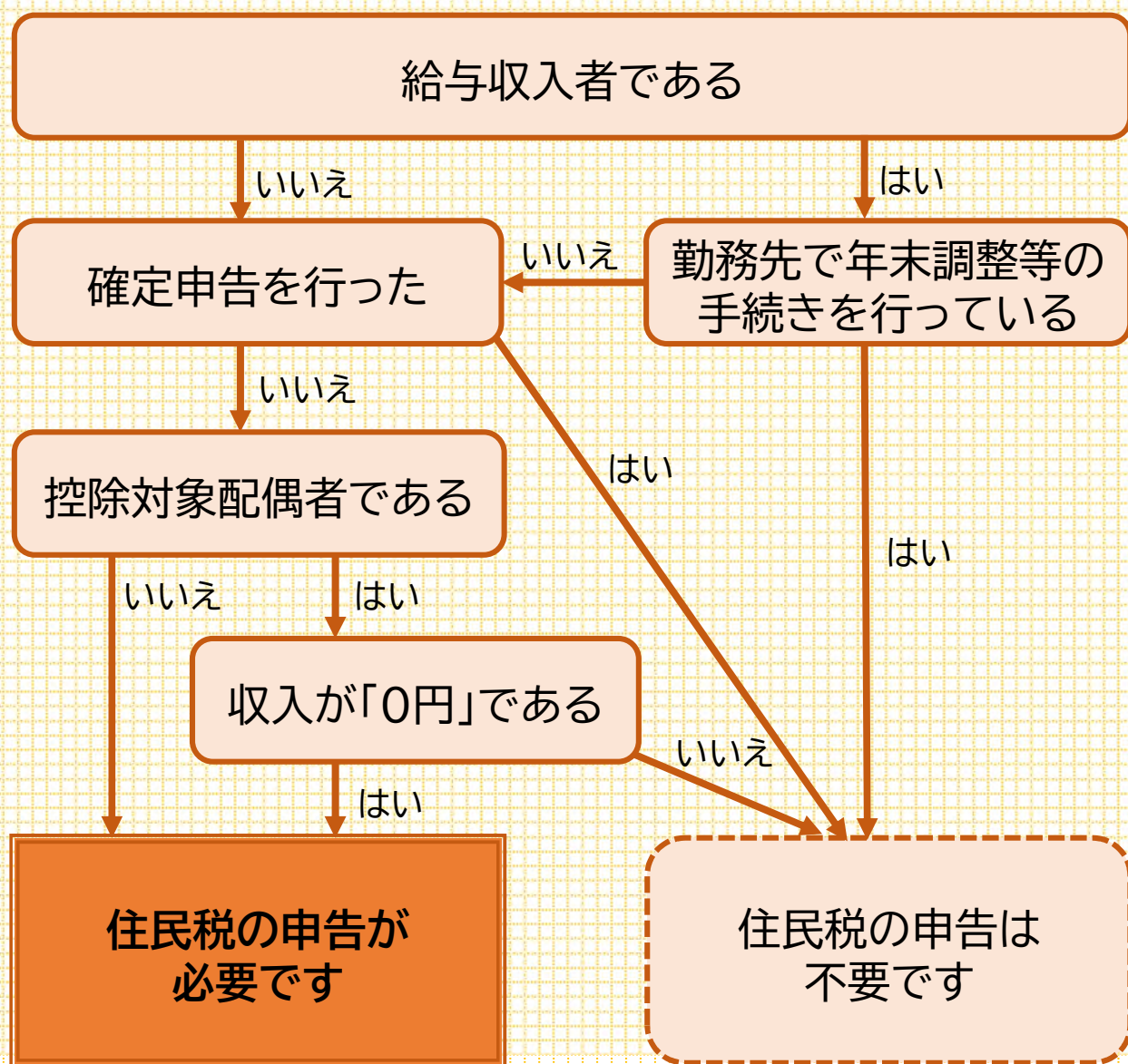
例1:収入が0円の配偶者(専業主婦等)の方(控除対象であっても0円申告要)

例2:例1以外で未申告の方(個人事業主で赤字の場合等)

詳しくは以下のフローチャートにてご確認ください。

簡単確認チャート

申告が必要か保護者ごとにチェック！



住民税の申告方法を教えてほしい

市・区役所の市民税課(住民税担当窓口等)で「授業料の支援を受けるために申告がしたい。」(もしくは収入0申告がしたい。)と申し出て申告を行ってください。

対象年度は、令和6年度・令和7年度(令和5年・令和6年)の収入の申告が必要です。申告をしているか分からない場合も、市・区役所の市民税課(住民税担当窓口等)でご確認をお願いします。

生活保護を受給しているが申告は必要ですか

いいえ、必要ありません。

住民税の申告は必要ありませんが、「生活保護受給証明書」の提出が必要となります。申請書類が届くまでに、お手元へご準備をお願いします。

対象年度は以下の通りです。

3月～4月申請時:前年の1月1日時点の受給証明書

6月～申請時:その年の1月1日時点の受給証明書

住民税の申告をしないとどうなりますか？

大阪府が個人番号での税額照会ができず、申請結果がエラーとなってしまう、支援の対象外と判断される可能性があります。

エラー解消のためには課税証明書の提出を求められますが、大阪府が示す期日は大変短く設定されています。

期日までにエラー解消ができない場合は申請辞退となり、学費負担が発生します。必ず住民税の申告を行ってください。